

千葉県教育委員会会議議事録

令和6年度第6回会議（定例会）

1 期 日 令和6年9月10日（火） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時26分

2 教育長及び出席委員
教育長 富塚 昌子
委員 岡本 毅
貞廣 齋子
永沢 佳純
櫻井 直輝

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 杉野 可愛

企画管理部

企 画 管 理 部 長 福田 有理
学 校 危 機 管 理 監 原 義明
県 立 高 校 統 括 監 細川 義浩
教 育 総 務 課 長 吉本 明広
教 育 政 策 課 長 古谷野 久美子
財 務 課 長 北村 規彦

教育振興部

教 育 振 興 部 長 荒金 誠司
教 育 振 興 部 次 長 里見 学
学 習 指 導 課 長 増田 武一郎
特 別 支 援 教 育 課 長 齋藤 勝史
教 職 員 課 長 鈴木 克之
保 健 体 育 課 長 志村 修一

企画管理部

財 務 課 予 算 班 主 査 奈良 謙次
同 副 主 査 清田 大成

教育振興部

学 習 指 導 課 教 育 課 程 指 導 室 主 幹 村上 英輝
同 学 力 向 上 推 進 室 主 幹 吉村 政和
同 指 導 主 事 加藤 大地
同 指 導 主 事 齋藤 大資
同 副 主 査 小原 直樹
特 別 支 援 教 育 課
主 幹 兼 教 育 課 程 指 導 室 長 塩田 順子
同 指 導 主 事 井上 洋平
教 職 員 課 主 幹 兼 管 理 室 長 佐々木 恵
同 主 幹 兼 県 立 学 校 人 事 室 長 片岡 紀之

同	主幹兼小中学校人事室長	金親	秀樹
同	管理主事	鈴木	保博
同	管理主事	平野	孝幸
同	管理主事	糸川	靖英

保健体育課
主席指導主事事務取扱学校体育班長 右崎 英志

事務局

企画管理部教育総務課			
主幹兼委員会室長	山口	聖剛	
同 副主幹	小合	基夫	
同 主査	杉本	浩二	

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 岡本 毅 委員

6 令和6年度第5回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第25号議案及び第26号議案の議案2件、第3号報告の報告議案1件、報告1から報告5の報告5件である。第26号議案については、教育委員会会議規則、第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を岡本委員に願います。

9 審議事項

第25号議案 令和6年度末及び令和7年度公立学校職員人事異動方針について

【教職員課長】

人事異動の目的は、各学校が校内組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、県民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、本県教育の一層の振興を図ることにある。この人事異動方針については、今年度は内容に係る変更はない。

「第1 一般方針」では、異動方針の柱を示している。具体的には、「適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努めること。」など、6項目を明記し、この「一般方針」を受けて、「第2 実施要項」を定めている。

「適正配置について」は、異なる学校種間の連携を推進するための異動や人事交流、同一校や同一市町村に永年勤続している者の配置換え等が主な内容である。この他にも、5項目を明記しており、児童生徒数の変動等を見通した計画的な採用に努めるとともに、大幅交代期を踏まえた組織的な人材育成に取り組んでいるところである。また、長期的な視点での学校運営ができるよう、同一校で3年を超える校長を配置している。

今後、この人事異動方針に基づき、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校別に人事異動実施細目を定め、適正な人事配置に努めていく。

【貞廣委員】

一校当たり5年程度、できれば3校程度の複数校で経験できる校長の人事を考えてほしい。引き続き適正な人事配置をお願いしたい。

【教職員課長】

再任用管理職や特例任用管理職の配置も開始しており、このような制度も活用しながら長期的な視点での学校運営の核となる存在になるよう配置したい。

【岡本教育長職務代理者】

第25号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【岡本教育長職務代理者】

第25号議案は、原案どおり可決する。

第3号報告 教育委員会所管に係る令和6年度9月補正予算案について

【財務課長】

本件は、令和6年度9月補正予算案を知事が議会に提出するにあたり、予算案のうち教育委員会所管に係る歳入歳出予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和6年8月23日付けで本委員会に意見が求められたが、教育委員会会議で審議する時間がなかったことから、千葉県教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、9ページのとおり、8月26日に知事に対して、本委員会として異議がない旨、回答したことを報告するものである。

教育委員会所管に係る補正予算額は、一般会計で、9億8,057万円の増額であり、補正前の額と合わせると予算額は、3,800億1,155万8千円となっている。なお、性質別内訳、項別内訳、財源内訳については、記載のとおりとなっている。

次に内容について、4主な事業(1)「教職員人件費(給料等)」は、6月現在の人員構成で給料などの所要額を精査し、9億6,269万5千円を増額する。(2)「和解に伴う損害賠償(県立千城台高等学校事件)」は、2,150万円を増額するものである。県立千城台高等学校の元生徒が、在学中における体育の授業において両膝を負傷し、その後、柔道の実技で左膝を負傷したことにより後遺障害を負ったとして、県を提訴した事件について、裁判所から提示があった和解案に応じることとし、相手方に賠償金を支払うものである。

第3号報告は終了。

報告1 全国高等学校総合体育大会について(ありがとうを強さに変えて北部九州総体2024)

【保健体育課長】

令和6年度の「全国高等学校総合体育大会」は、7月21日から8月20日まで、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県の九州北部4県と北海道、福島県、和歌山県で開催され、本県から、33競技に68校669名の選手が出場した。

団体4種目、個人10名が優勝を果たした。体操男子団体優勝の市立船橋高校は、3年連続9度目の優勝、団体でも主力として活躍した角皆選手は男子個人総合においても2年連続の優勝、さらに種目別の平行棒においても2年連続の優勝を果たしている。また、少林寺拳法男子

単独演武で優勝した桜林高校の糸日谷選手も2年連続の優勝である。団体・個人を合わせて全体の成績は優勝15、準優勝14、3位から4位が31、5位から8位までの入賞が45で、合計の入賞数は105だった。昨年度と比べ優勝数は同数だが、合計入賞数は昨年度の98を上回る入賞数となった。優勝を果たした生徒は、9月17日に知事へ優勝の報告を行う予定である。

なお、令和9年度には、本県を含む南関東ブロック4都県での開催が決定しており、これまでに開催地となる市町を選定したり、先日9月6日には、県準備委員会を設立し、開催基本構想を策定したりするなど、現在準備を進めているところである。

報告1は終了。

報告2 全国高等学校総合文化祭について(2024ぎふ総文)

【学習指導課長】

「清流の国ぎふ総文2024」は、7月31日から8月5日まで、岐阜県内各地を会場に、部門別に開催された。初日の総合開会式は、秋篠宮ご夫妻、悠仁さまの御臨席のもと、「集え青き春 漕ぎ出せ知の筏 水面煌めく清流の国へ」をテーマとして、式典、海外招へい校等との交歓会、開催地発表として高校生キャストによる劇の披露など、盛大に行われた。

開催期間中、本県からは、私立高校を含めて、延べ77校、510名の生徒が、18部門に参加した。上位入賞者としては、書道部門で県立柏の葉高等学校の鈴木玲渚さん(3年)が奨励賞・文部科学大臣賞を受賞、郷土芸能部門の和太鼓部門で県立八千代高等学校が優秀賞・文化庁長官賞を受賞等、合わせて全部で9の賞を受賞した。その他、部門独自の表彰で4の賞を受賞した。このような結果は、日頃、顧問の指導のもと生徒が熱心に取り組んだ成果である。

千葉県は、令和11年に予定されている、第53回全国高等学校総合文化祭の開催地に内定している。県教育委員会では、県内の高等学校の文化部活動を支援するとともに、全国高等学校総合文化祭の開催に向け、先催県の視察等、情報収集を行う他、来年度以降は開催準備委員会を組織し、準備を進めていく。

【冨塚教育長】

保健体育課長及び学習指導課長から、全国高等学校総合体育大会及び全国高等学校総合文化祭について報告があったが、いずれも本県生徒の活躍は大変嬉しい。どちらも総合開会式に出席し、現地で生徒の激励等を行ったが、令和9年度、令和11年度にこれらが千葉県に来るといふ目で改めて見ると、どちらも規模や関わる人数等、大変なものであり、身震いする思いである。

全国高等学校総合体育大会は保健体育課長からあったとおり、準備委員会を設立し、関係するスポーツ連盟や開催市の教育委員会もメンバーに加わってもらっているが、来年度には県としての準備班の体制も充実させるとともに、実行委員会の設立に向けて進めてまいりたい。

全国高等学校総合文化祭についても、先ほど学習指導課長からあったとおり、来年度から本格的に体制を整えてまいりたいが、準備の段階から、現在の中学生から大会に出場する、又は出展する生徒だけではなく、すべての県内の公立私立問わず高校生まで、様々な形でかかわっていただきたい行事である。

全国高等学校総合体育大会については中学校長会や各関係の先生方にも準備委員会等にメンバーになっていただいているところだが、中学生から両行事に対する関心を高め、県を挙げてこれらを成功させ、子供たちの活躍、発表の場として盛り上げてまいりたいので、教育委員の皆様においては引き続き一層の御指導を賜りたい。

報告2は終了。

報告 3 令和 6 年度全国学力・学習状況調査分析結果について

【学習指導課長】

7月29日に令和6年度全国学力・学習状況調査結果を速報値として公表したところであるが、本日は、その結果を県独自に分析し概要を公表するものである。

今回の調査では、小学校においては、国語・算数ともに全国平均と比較して同等の状況、中学校においては、国語・数学ともに1ポイント程度低い状況であった。7ページ「(3) 質問調査に関する結果の概要」では、千葉県の課題である、アからエの4つについて報告する。

「ア 探究的な学び」について、「総合的な学習の時間において、探究の過程を意識した指導をしているか」という学校質問の項目でみると、小学校では全国平均を上回っているものの、中学校では全国平均を5ポイント以上下回っている結果となった。

「イ ICTを活用した学習状況」「ウ 児童生徒の学習時間」については、後ほど詳しく説明する。

「エ 調査結果の活用」は、「前年度の調査結果を学校全体で教育活動の改善のために活用したか」についての項目でみると、年々改善され、全国平均に近づいている。各教育事務所による学校訪問等で、「調査結果の活用」について指導しているところである。

23ページは、課題の解決に向けた取組と各教科の正答率のクロス集計を示している。上段が児童生徒の回答、下段が学校質問の教員側の回答となる。太枠で示したグラフのとおり、いずれも、課題解決に向けた取組がよくできていると回答したほど、正答率が高くなっている。

次に、27ページの下段の三重クロス集計は、昨年度と同様に「社会経済的背景」と「主体的・対話的で深い学び」と「各教科の平均正答率」について、県独自に三重のクロス集計をした結果である。「社会経済的背景」については、文部科学省の調査を参考に「家にある本の冊数」を代替指標として用いている。結果については昨年度同様で、社会経済的背景が低い状況であっても「主体的・対話的で深い学び」に取り組んでいる児童生徒は、高い学力を身に付けている、ということがわかる。また、この「社会経済的背景」の部分で「朝食を毎日食べる」とした場合の三重クロス集計でも、ほぼ同様の結果が得られた。児童生徒の実態に応じて、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善に取り組むことで、児童生徒の学力を高められるよう引き続き「学力向上通信」等で具体例を伝えていく。

次に、28ページ、学校の授業時間以外の1日当たりの勉強時間の結果では、「3時間以上」や「2時間以上」などの長時間の学習をする児童生徒が全国より多い半面、小学校においては「全くしない」や「30分以下」という児童も全国平均以上であることがわかる。また、全国においても千葉県においても学校以外の勉強時間は減少傾向にある。コロナ禍で制限されていた活動が再開してきたことが一つの要因と考えられる。続いて30ページでは、さらに、学力層ごとの学習状況を把握するため、県独自に分析を行った。児童生徒を正答率順におおよそ同じ人数となるように4分割し、4つの学力層に分けて学習時間とクロス集計したところ、学習時間が少ないほど正答率が低いことから、習熟度の低い層の児童生徒においては、一定の学習時間を確保することが必要であると考えられる。また、学習時間が長くても正答率が低い児童生徒もいることから、児童生徒に合った課題の与え方や学習方法の見直しなど、効率的・効果的な学習方法の好事例の周知等も必要であると考えている。

34ページからは、ICTの活用についての全国平均との比較や経年変化を示している。ICT端末の活用については、全国・千葉県共に活用の割合が高まっているが、全国平均と比較すると千葉県の活用状況の割合は高くない。引き続き、ICTを活用した指導の好事例を周知するとともに、学校訪問等を通じて活用促進の働きかけを行っていく。

50ページの「自分には、よいところがあると思いますか」という自己有用感についての質問項目において、千葉県の経年変化で見ると、肯定的な回答をしている児童生徒の割合が年々高まっている。各教科の平均正答率とも相関があることから、自己有用感や幸福感についても引き続き育てていきたい部分となる。

これらの結果を踏まえ、最後に、報告資料8ページ「(4) 今後の対応」として、アからキ

までの7つの取組を実践する。まず、アでは、各学校が今回の調査結果を分析し、自校の特徴や課題を明確にして授業改善に取り組めるようにするため、分析ツールの活用を促進すること、また、ウでは、本県の課題をまとめたリーフレットや活用の手引きを各学校に向けて作成し、校内研修等を通じて授業改善を促すことを挙げた。さらに、イで、学力向上に特に効果をあげている取組事例の周知、エで、「主体的・対話的で深い学び」を推進する授業モデルの活用を挙げ、授業改善の強化を図る。また、カでは、家庭学習の充実、そして、キにあげたように授業や個別指導の充実を図るために、専科教員や外部人材の活用をさらに推進していく。

【貞廣委員】

丁寧な説明に感謝する。調査結果の示し方も洗練されており、学校の先生方にもわかりやすい資料となっており大変良い。

資料では、学校での活用の割合が高まっているという数値になっているが、大事なことは、先生方が納得して、これは使えると思ってもらえることである。具体的な手立が見えたり、どうしたら授業改善ができるのかが分かったりするものを先生方に返せると、活用したいと思わせることができる。平均点や点数だけを返しても、具体的な手立は伝わらない。そうした点でも今回の資料は、主体的に読んでもらえるものになっていると思う。

具体的には、資料の27ページの三重クロス集計のように、主体的・対話的で深い学びに取り組んでいる学校や子供たちは、社会経済的な背景を統制しても学力が高くなっているため、そういう学びをすればよいということがわかる。さらに、昨年度の結果から、主体的・対話的で深い学びに取り組んでいる子供たちは、学力に関係なく自己肯定感が高くなっている。学力をつけるよりも、自分にはよいところがあり挑戦していこうとする気持ちを育てることの方が、学校教育においては大事だと思っているので、この調査結果はそういうことも学校に返すことができると思う。

全国のデータを見て、一番大事だと思った点は、個別最適な学びと協働的な学びに同時に取り組んだ学校や子供たちは、社会経済的背景に関係なく学力が高いということである。これは、主体的・対話的で深い学び以上にどういう授業をしたらよいのかということが具体的に見えやすいので、県でも箱ひげ図などで分析してほしい。個別最適な学びと協働的な学びのどちらも授業改善を行うと、主体的・対話的で深い学びが発生して、子供たちの自己肯定感も高まるし、学力も高まる。こう聞いたら学校現場の先生方も授業を変えてみたいと思うのではないかと思うので、追加で分析をして、先生方に返してもらいたいと思う。

いずれにしてもこうしたデータは大変貴重なため、忙しい先生方が納得して活用できるように返してもらいたい。

報告3は終了。

報告4 令和7年度使用県立高等学校教科用図書の採択について

【学習指導課長】

令和7年度使用県立高等学校の教科用図書の採択について、千葉県教育委員会行政組織規則第12条第1項第7号の規定に基づき、教育長専決により処理したので、その内容を報告する。

はじめに、県立高等学校の教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び県立高等学校管理規則第15条により、文部科学大臣の検定を経た教科書等について校長の選定に基づき、教育委員会が毎年度採択することとなっている。採択については、千葉県教育委員会行政組織規則第12条第1項第7号の規定に基づき、教育長の専決事項としている。教科書採択の事務手続きは、5月に行う各学校の教務主任を対象とした説明会である「高等学校教科書選定連絡協議会」から始まる。協議会では、採択事務や公正確保の徹底について指導した。これを受け、各高等学校では、教科書選定原案を、校内の各教科会、教科書選定委員会、職員会議等で慎重に審議し、策定された学校選定案を最終的に学校長が決

裁する。その後、県立高等学校教科書の選定及び需要数の報告書を作成し、県教育委員会に提出する。事務局では、各学校から報告された書類をもとに、令和7年度使用教科書一覧表や教科書選定理由書などの記載内容について精査し、指導・助言を行ってきた。この結果、各学校において選定した教科書は、校内における十分な審議及び調査研究を経て公正に行われたこと、それぞれの学校の教育活動を効果的に行うために適切なものであることを確認し、教育長の専決により採択した。

続いて、文部科学省から通知された、教科書採択に係る特に留意すべき事項を域内の全ての県立高等学校に対して周知するとともに、県民から教科書採択にいかなる疑念の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すように指導してきた。

続いて、報告資料10ページの資料は、今回採択した令和7年度使用県立高等学校教科用図書の需要数総括表であり、需要数を教科・科目別にまとめた一覧である。高等学校では、令和4年度から新しい学習指導要領が実施されており、令和4年度以降の入学生については新学習指導要領対応の教科書から、選定となっている。10ページの表の種目冒頭にある、第1部とは、新学習指導要領に基づく令和4年度以降の入学生が使用するもの、11ページの第2部とは、旧学習指導要領に基づく教科書となっており、一部の専門科目の教科書として選定されている。なお、12ページから27ページは、各教科・科目の教科書発行者ごとの集計表となっている。以上、県立高等学校の教科用図書の採択手続きについて報告する。

報告4は終了。

報告5 令和7年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について

【特別支援教育課長】

令和7年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について、千葉県教育委員会行政組織規則第12条第1項第7号の規定に基づき、教育長専決により承認されたので、その内容を報告する。

県立特別支援学校小学部・中学部で使用する教科書採択について、29ページは根拠法令等、30ページは採択のしくみについて、30ページ中段からは、小学部・中学部で使用する教科書の種類を示している。特別支援学校では、児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた特別な教育課程を編成できることから、文部科学大臣の検定を経た教科書、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書に基づく一般図書の3種類の中から、校長が教科用図書を選定する。31ページ、32ページは、特別支援学校小学部の採択状況について、33ページ、34ページは、中学部の採択状況についてまとめたものである。35ページから38ページまでは、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書に基づく一般図書を一覧にまとめたものとなる。

続いて、県立特別支援学校、高等部で使用する教科書採択について、39ページには、根拠法令等と採択のしくみについて、40ページには高等部で使用する教科書の種類、41ページには、教科書採択のながれを示してある。特別支援学校高等部で使用する教科書には、県立特別支援学校管理規則第14条第2項に示されているとおり、文部科学大臣の検定を経たものと、文部科学省が著作の名義を有するものがある。また、第15条に示されているとおり、教科書の発行されていない教科又は科目について、教科書に準じて使用する準教科書がある。42ページは、令和7年度使用県立特別支援学校高等部の教科書の採択状況と需要数をまとめたものである。43ページ以降は、教科書ごとの需要数を集計したものである。

事務局では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第6号に基づき、各学校の校長が選定した小学部・中学部及び高等部の教科用図書が、児童生徒の実態に即しているか、教育活動を効果的に行うために適切であるかなど、選定理由等の聞き取り調査を行った上で、適切であると判断し、教育長専決により承認された。以上、令和7年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択手続きが終了したことを報告する。

報告 5 は終了。

委員報告 1 都 9 県教育委員会教育委員協議会について

【岡本教育長職務代理者】

8月29日及び30日に、長野県長野市で開催された1都9県教育委員会教育委員協議会に参加した。大変有意義な会議だったので、少々時間をいただき報告する。初日は、文部科学省初等中等教育局教育課程課長から「全ての子供たちの資質・能力の育成に向けて～令和の日本型学校教育・個別最適な学び・GIGA～」をテーマに行政説明があった。課長は教育課程課長の他にGIGAスクールの技術推進チームの統括ディレクターも経験しており、そのあたりのことについても詳しく教えていただき、非常に参考になった。講演後に、私から課長に対し「GIGAスクール・DX化の負の側面」と「家庭の貧困と教育の問題」について質問した。GIGAスクール・DX化の負の側面について、児童生徒の1日のスマホ等でのゲームに使用する時間の資料を見ると、仮に1日2.5時間使用した場合、中学校3年生の総授業時間数をはるかに上回ってしまうことになるという調査結果が出ていたことについて、Wi-Fi環境等が整備されれば、学校では制限があるだろうが、家庭ではさらにゲームに没頭してしまう危険はないのだろうかということ。もう一つは、千葉県でも問題になっている教師と生徒のSNSの利用に関する問題について懸念を伝えた。また、家庭の貧困と教育の問題については、貧困層の家庭は、それ以外の層に対して「授業がわからない」という子供が3.3倍も多いという統計が出ていたことについて、千葉県でも問題になっているヤングケアラーの問題も絡めて、この貧困層・貧困家庭に対する教育の在り方について、行政レベルでの対策をお願いしたいということをお願いした。

次に「非認知能力と認知能力をバランスよく育むための取り組みについて」をテーマに行われた協議会では、非認知能力と認知能力とのバランスをよく育むための取り組みについて、詳細な資料、別冊資料も用意して説明し、協議会の中で資料とは別に2点発言させていただいた。1点目は、「非認知能力」という言葉について、学校現場におろす際には説明や工夫がいるのではないかとということ。2点目は、非認知能力の教育を進めていくと「ゆとり教育」に逆戻りしかねない感想を持ったので、そのあたりを気を付けていただきたいということを発表した。

委員報告は終了。

<傍聴・報道 退出>

第26号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣告

令和6年10月16日 署名人